

平成 20 年度社団法人日本眼科医会事業計画

現在、医療は極めて厳しい情勢下であり、是非はともかく、改革の真っ只中にある。本会執行部はこれに対応できる組織改革をこの数年行っている。その 3 本柱として、前年度は (1) 有用な情報の構築、(2) その情報の収集・伝達・管理、(3) 重要な関連団体である財団法人日本眼科学会（以下、日眼）との情報の共有・共同作業の 3 点をあげている。

折しも、平成 20 年度から公益法人制度が改革される。主旨は、多様化する社会のニーズに対応する公益性の高いサービスの提供が可能な組織改革である。本会の組織改革も、透明性を担保しながら、有用な眼科医療情報の発信をめざすもので、公益法人制度改革と主旨を共有する。

今年度は先の 3 本柱を具体化する年度と位置づけた。中心に総務部の改革がある。これには、上述の公益法人制度改革への対応と、本会の組織改革の実践という両側面がある。

総務部を企画部門と管理部門に分割した。企画部門の中心に 3 本柱の 1 つである有用な情報の構築を行うため、眼科医療の諸問題を検討するテーマとして、「眼科医療における社会的貢献の評価」という大きな研究が 1 昨年度より継続しており、本年度は 3 年計画の最終年にあたる。管理部門の事業の 1 つとして、やはり 3 本柱の 1 つである情報の収集・伝達・管理を行うべく、「情報室」を設立し、その運営にあたる。

経理部は、新会計基準に適合した透明性、合理性の高い運用に努力する。

公衆衛生部では、上述の日眼との共同作業の 1 つとして、昨年度「日本眼科啓発会議」を立ち上げた。ここでは、年度の中心になる啓発活動のテーマを決定し有効なイベント開催やメディアの活用を検討し実施する。従来からの目の愛護デー行事や目の健康講座などの本会独自の活動も

平行して行っていく。また、本年度より実施された特定健診・特定保健指導、後期高齢者医療制度等における眼科医療の立場について社会保険部と協力して検討し、関連団体に啓発を行う。さらに身体障害者認定基準に関する委員会を設置し、身体障害者認定に関する諸問題を検討する。

広報部では、従来の活動を推し進めていくと共に、ホームページの運営と日眼医通信の一層の充実を図る。

学校保健部では、関連団体との連携を強化しながら、健康教育活動の充実に引き続き努力する。また就学時健診や幼稚園での眼科学校保健の実態調査に着手し、今後の対応を図る。

学術部では、従来からの日眼との共同作業である日眼総集会プログラム委員会、専門医制度委員会、特に眼科研修プログラム承認審査委員会等に参画し、本会の立場からの意見を述べ、関連する諸事項に参画する。

社会保険部では、日眼との共同作業である日本眼科社会保険会議での議論を基本に、特に外保連等で行われている眼科手術の評価や、コンタクトレンズの「グランドビュー」を背景にした適正な診療報酬について検討を継続する。また、後期高齢者医療制度に対応する。

医療対策部では、長年に渡り議論されてきたコンタクトレンズ関連の諸事項の処理に展望を開くべく、昨年度提案し作成に取り掛かったこの問題を、包括的に検討する「グランドビュー」の具体的な内容を詰める作業を行う。

勤務医部では、この数年推し進めてきた勤務医会員間の情報交換の実を上げるべく、一段の努力をする。

1. 総務部

【総務部 企画】

- 1) 眼科医療活動の推進
- 2) 眼科医療の諸問題の検討
- 3) 医事紛争の調査と防止対策の検討
- 4) 眼鏡等の医療費控除に関する啓発
- 5) 男女共同参画への推進
- 6) 会員の倫理の検討
- 7) 80周年記念事業について
- 8) 公益法人制度改革について

【総務部 管理】

- 1) 渉外活動の強化
- 2) 支部との連携強化
- 3) 調査活動の推進
- 4) 会員の福祉対策とその検討
- 5) 諸規程の整備
- 6) 会務の効率化
- 7) 医療情報の管理
- 8) 会議の運営

— 説 明 —

【総務部 企画】

- 1) 眼科医療活動の推進

(1) WHO と連携を保ち、その提唱する Vision 2020 失明予防事業に協力する。また、国際失明予防機構 (IAPB)、日本失明予防協会、日本アイバンク協会と連携を保ち、失明予防事業に協力する。

(2) 国際交流事業を推進する。

- ① 近隣諸国の眼科医との交流を促進する。
- ② 国際眼科学会 (ICO) のフェロローシップへ協賛する。

(3) 国際交流事業への助成を行う。

国際協力事業助成要綱に従い、諸外国へ眼科医療援助を実施している団体を助成する。また、近隣諸国の眼科医の招聘を行う団体等に助成する事業について検討する。

2) 眼科医療の諸問題の検討

- (1) 眼科医療研究会議を開催し、眼科医療経済並びに医療情報の分析・検討を行う。
- (2) 眼科医需給、適正眼科医数などの調査を行う。
- (3) 研究班活動として引き続き「眼科医療における社会的貢献度の評価」を行う。

3) 医事紛争の調査と防止対策の検討

眼科医事紛争事例調査を継続し、事故防止への対策を検討するために眼科医事紛争対策委員会を開催し会員への情報提供を充実する。

4) 眼鏡等の医療費控除に関する啓発

会員に対し、眼鏡等の医療費控除に関する内容の正確な啓発を行う。

5) 男女共同参画への推進

- (1) 眼科女性医師活性化委員会を開催し、眼科女性医師の諸問題について勤務医部と協力して検討する。
- (2) 本会会議に出席する女性医師支援の環境整備として、保育料の一部を補助する。

6) 会員の倫理の検討

倫理に関する検討委員会（仮称）を開催し、本会会員の倫理の検討を行う。

7) 80周年記念事業について

80周年記念事業実行委員会を立ち上げ、基本的な方向性を検討する。

8) 公益法人制度改革について

- (1) 公益法人制度改革に対応する。
- (2) 新公益法人制度検討委員会を設置する。

【総務部 管理】

1) 渉外活動の強化

関係官庁、関係団体などとの連携を密にし、本会の各種事業の推進に必要な渉外活動を行う。

2) 支部との連携強化

支部、都道府県眼科医会との密接な連絡を行い、相互関係を密にし、定款に沿った役割の整備、確立を図る。

3) 調査活動の推進

- (1) 各部で行う調査を調整、整備して推進する。
- (2) 国内外の医療情報の収集を図る。

4) 会員の福祉対策とその検討

眼科医会福祉年金制度、疾病傷害休業補償制度および長期疾病傷害休業補償制度の会員募集を行う。

5) 諸規程の整備

会務に必要な諸規程の整備を図る。特に会員管理においては保留会員の削減に努める。

6) 会務の効率化

会務効率化委員会を開催し、会務の効率化を図る。

7) 医療情報の管理

収集した医療情報を管理し情報室を運営する。

8) 会議の運営

(1) 総会および代議員会の運営を図る。

(2) 常任理事会および理事会の運営を図る。

(3) その他の会議（支部長会議、監事会、顧問会、会長・副会長会議等）の運営を図る。

2. 経 理 部

1) 経理の合理的運用

— 説 明 —

1) 経理の合理的運用

本会の事業および会務の運営のため、透明性の高い健全かつ合理的な経理の運用を図る。

3. 公衆衛生部

1) 眼科健診事業の推進

2) 眼科公衆衛生知識の啓発

3) 障害者対策

4) 高齢者医療・福祉・介護保険対策

5) 眼感染症対策

6) 難病疾患対策

7) 生活・就業環境問題対策

8) 救急医療対策

9) 公衆衛生委員会の開催

10) 身体障害認定基準に関する委員会の開催

一 説 明 一

1) 眼科健診事業の推進

- (1) 特定健診における眼科健診を推進する。
- (2) 三歳児眼科健康診査事業を推進する。
- (3) 眼科医過疎地域に対する健診を推進する。

2) 眼科公衆衛生知識の啓発

- (1) 国民への眼科公衆衛生知識を啓発し、日眼と共同で行う日本眼科啓発会議の充実を図る。
- (2) 「目の愛護デー」行事を推進し、国民に対し啓発活動を行う。
- (3) 「目の健康講座」をブロックごとに開催し、国民の目の健康対策に努める。
- (4) 会員が公衆衛生活動に使用する啓発資料につき検討する。
- (5) 各地の公衆衛生活動を随時「日本の眼科」に掲載する。
- (6) 「糖尿病眼手帳」、「アトピー眼手帳」、「緑内障手帳」等各種手帳の普及に努める。
- (7) 学校保健部と協力して、色覚の社会的バリアフリーを検討する。
- (8) 「目の110番」事業を推進する。

3) 障害者対策

社会適応訓練講習会開催団体への援助を行い、ロービジョン者に対するネットワークを確立する。また、障害者団体の活動に協力する。

4) 高齢者医療・福祉・介護保険対策

高齢社会へ向けて高齢者医療・福祉・介護保険について検討する。

5) 眼感染症対策

眼感染症への対策を検討し、感染症予防への啓発を行う。

6) 難病疾患対策

眼科難病疾患（ベーチェット病・網膜色素変性症、緑内障等）を取り巻く諸問題に対処する。

7) 生活・就業環境問題対策

生活・就業環境の変化によってもたらされる眼疾患への対策を検討する。

8) 救急医療対策

眼科救急医療体制調査結果をもとに諸問題を検討する。

9) 公衆衛生委員会の開催

公衆衛生委員会を開催し、眼科公衆衛生活動に関わる諸問題を検討する。

10) 身体障害認定基準に関する委員会の開催

身体障害認定基準に関する委員会を開催し、眼科領域の身体障害認定に係わる諸問題を検討する。

4. 広 報 部

- 1) 広報活動の実施
- 2) 「日本の眼科」の発行

— 説 明 —

- 1) 広報活動の実施

本会の事業活動を国民に紹介し、理解を得るために、各部と協力し、マスメディアなどを通じ、内外広報活動に積極的に取り組む。

- (1) 記者発表会を開催する。
 - (2) 小冊子「目と健康」シリーズを発行する。
 - (3) ホームページを運営する。
 - (4) 日眼医通信を運用する。
 - (5) マスメディアに随時対応する。
- 2) 「日本の眼科」の発行
 - (1) 「日本の眼科」(第 79 巻第 4 号～第 80 巻第 3 号) を発行する。
 - (2) 編集委員会を毎月開催する。

5. 学校保健部

- 1) 関連団体との連携強化
- 2) 学校保健の知識の普及と現状の把握
- 3) 各種教材などの検討・作成
- 4) 全国眼科学校医連絡協議会の開催

— 説 明 —

- 1) 関連団体との連携強化

文部科学省、日本学校保健会および社団法人日本医師会（以下、日医）等の学校保健事業に協力し、各団体が主催する大会（全国学校保健・学校医大会、日本臨床眼科学会、指定都市学校保健協議会等）や、各種委員会などに積極的に参加することにより、眼科医の立場から学校保健の推進に協力する。また、社会における色のバリアフリーについて諸団体と連携を図る。

- 2) 学校保健の知識の普及と現状の把握

- (1) 健康教育、健康相談などの学校保健活動を通じて目の正しい知識の普及に努める。また、学校保健法に関する諸規則の普及にも努める。

- (2) 「日本の眼科」および本会ホームページに学校保健に関する情報を掲載する。
 - (3) 公衆衛生部と連携をはかり、学校、社会における色のバリアフリーを啓発する。
 - (4) 就学時健診や幼稚園での眼科学校保健の実態調査に着手し、今後の対応を図る。
 - (5) 平成21年度実施予定のコンタクトレンズ実態調査の実施方法を検討する。
- 3) 各種教材などの検討・作成
 - (1) 各種教材などの企画・作成の検討および監修を行う。
 - (2) 会員作成の CD-ROM の普及に努める。
 - (3) 日医の学校保健データベースに協力する。
 - 4) 全国眼科学校医連絡協議会の開催
全国各支部の眼科学校医相互の情報の交換、討議のほか、研修の場として運営する。

6. 学 術 部

- 1) 生涯教育事業の実施
- 2) 日眼総集会プログラム委員会への参画
- 3) 専門医制度の推進
- 4) 眼科講習会（ブロック講習会）の推進
- 5) 眼科コメディカル教育の推進および関連事業の検討、実施
- 6) 支部学術行事への協力
- 7) 日医の生涯教育事業への協力
- 8) 卒後研修システムへの対応

— 説 明 —

- 1) 生涯教育事業の実施
 - (1) 学術委員会を開催する。
 - (2) 生涯教育講座を始め各種講習会・講演会などの企画・開催を推進し、また、これらの地区開催に協力する。
 - (3) 各種教材の企画、製作および監修をする。
 - (4) 〈眼科医の手引〉を「日本の眼科」に掲載する。
- 2) 日眼総集会プログラム委員会への参画
日眼総集会プログラム委員会に参画し、日本眼科学会総会および日本臨床眼科学会の学術プログラムの統合的且つ継続的な編成に協力する。
- 3) 専門医制度の推進
日眼専門医制度の運営に参画し、眼科医療の水準向上に貢献する。

4) 眼科講習会（ブロック講習会）の推進

日眼と眼科講習会（ブロック講習会）を共催する。

5) 眼科コメディカル教育の推進および関連事業の検討、実施

(1) 日本視能訓練士協会との交流を盛んにし、共通の問題を討議する。

(2) 視能訓練士の教育に協力し、雇用のための情報を提供する。

(3) 眼科看護職員の教育を助成し、その育成に努める。

(4) 眼科コメディカル委員会を開催する。

(5) 眼科コメディカル試験問題選定小委員会を開催する。

(6) 眼科コメディカル教育を行い、試験を実施する。

(7) 眼科コメディカル教育のテキスト・教材の内容を検討し、改訂版を作成する。

(8) ブロック眼科コメディカル講習会を推進し、助成する。

6) 支部学術行事への協力

支部で開催する学術行事に協力する。

7) 日医の生涯教育事業への協力

日医の生涯教育事業に協力する。

8) 卒後研修システムへの対応

日眼専門医制度委員会眼科研修プログラム承認審査委員会に参画し、卒後研修システムづくりに積極的に取り組む。

7. 社会保険部

1) 関連団体との連携緊密化

2) 日本眼科社会保険会議の開催

3) 全国審査委員連絡協議会の開催

4) 各支部健保担当理事連絡会の開催

5) 眼科診療実態調査の実施

6) 眼科全国レセプト調査の実施・分析・検討

7) 適正な眼科保険医療の研究、検討と会員への情報提供

8) 後期高齢者医療への対応

— 説 明 —

1) 関連団体との連携緊密化

厚生労働省、日医、日眼、外科系学会社会保険委員会（外保連）、その他関係方面との連携をより緊密化する。

2) 日本眼科社会保険会議の開催

(1) 日眼と協同で、日本眼科社会保険会議などを開催し、眼科の診療報酬が適正に設定されるよう検討する。

(2) 眼科に関する診療報酬の問題について意思統一と対外的窓口の一本化を図る。

(3) 日本眼科社会保険会議として、眼科が関連する社会保険の諸問題に対応する。

(4) 日本眼科社会保険会議のシンポジウムを日本眼科学会総会・日本臨床眼科学会・日本眼科手術学会総会で開催する。

3) 全国審査委員連絡協議会の開催

全国各支部の審査委員と審査上の問題、疑問点の研究、意見の交換を行い、見解の統一を図り、審査における地域差、個人差および矛盾点の解消を目指す。

4) 各支部健保担当理事連絡会の開催

各支部健保担当理事連絡会を開催し、保険医療内容の向上、適正保険診療の情報提供などに関して研究討議を行う。

5) 眼科診療実態調査の実施

平成 20 年度眼科診療実態調査を実施し、会員の保険診療の実態を把握する。

6) 眼科全国レセプト調査の実施・分析・検討

診療報酬改定の眼科に対する影響データの取得のため、眼科独自のレセプト調査を実施し、その結果を分析検討し、今後の診療報酬改定に役立てる。

7) 適正な眼科保険医療の研究、検討と会員への情報提供

(1) 社会保険委員会を開催し、保険診療が適正に行われ、眼科保険医療に対する国民の理解が得られるよう会員へ情報提供し、併せて会員の経済的基盤の確立を目指す。

(2) 診療報酬改定時に眼科に関する新点数表を作成し、全会員に配布する。

(3) 医学・医療の進歩および医療政策の変化に対応できる診療報酬体系を研究する。

(4) 眼科有床診療所検討委員会を開催し、現状における問題点を検討する。

8) 後期高齢者医療への対応

新設の後期高齢者医療制度に対応する。

8. 医療対策部

- 1) 医療問題適正化対策
- 2) 全国支部との連携
- 3) 眼科医療関連業界との協調
- 4) 非医師の医行為への対策
- 5) 改正薬事法への対応

－ 説 明 －

1) 医療問題適正化対策

- (1) 倫理意識の高揚に努力する。
- (2) 社会的諸規範や医療に対する社会の要望について認識を深め、問題点の把握とその改善に努力する。

特に、コンタクトレンズの医学的知識の普及・啓発と適正なコンタクトレンズ診療の確立に更に努力する。今後のコンタクトレンズ問題を包括的に検討するためのグランドビューを作成する。

- (3) 各種「コンタクトレンズによる眼障害アンケート調査」を実施し、集計・分析する。

2) 全国支部との連携

全国支部の医療対策活動と連携を密にし、情報の交換と諸対策の効率化を図る。

- (1) 支部の医療対策活動に協力する。
- (2) 支部の医療対策担当者からの情報を収集し、当面する課題を調査する。
- (3) 医療対策委員会を開催し、諸問題を協議する。

3) 眼科医療関連業界との協調

- (1) 眼科医療関連団体と随時協議する。
- (2) 日本コンタクトレンズ協議会・眼科用剤協議会・眼科医療機器協議会を関係団体と協力し運営する。

4) 非医師の医行為への対策

諸種の不当な医行為を排除するために、関係諸方面と連携を保ちながら、実効のある具体策を講じるように努力する。

5) 改正薬事法への対応

医療機器・販売業等の管理者に対する継続的研修を実施する。

9. 勤務医部

- 1) 勤務医会員の抱える諸問題の検討
- 2) 勤務医（特に新入医局員）の入会促進
- 3) 「日本の眼科」の「勤務医の頁」の企画
- 4) 座談会等の企画運営
- 5) 勤務医師賠償責任保険の管理運営
- 6) 全国支部との連携強化
- 7) 全国勤務医連絡協議会の開催
- 8) 勤務医会員の福祉対策とその検討
- 9) 新眼科医数の動向の調査と検討

— 説 明 —

- 1) 勤務医会員の抱える諸問題の検討

勤務医委員会を開催し、本会に対する勤務医会員の要望およびそれに対する施策を検討する。さらに、全国の勤務医会員が直接に交流し、情報交換する機会を学会等で設定する。

病院勤務医は減少傾向にあり、勤務医の業務負担の増大、過重労働などが問題となっている。これらの実態を把握するためのアンケート調査を行う。

- 2) 勤務医（特に新入医局員）の入会促進

勤務医（特に新入医局員）の入会を促進する。さらに、入会後は機会を捉え勤務医会員に有益な情報提供を行い、積極的参加を促す。

- 3) 「日本の眼科」の「勤務医の頁」の企画

勤務医会員の情報交換を目的とし、「日本の眼科」の「勤務医の頁」を毎号企画する。

- 4) 座談会等の企画運営

「勤務医の頁」特別企画として勤務医の問題をテーマにした座談会等を企画運営し、その模様を「日本の眼科」に掲載する。

- 5) 勤務医師賠償責任保険の管理運営

(1) 勤務医師賠償責任保険の募集を行い、加入を促進する。

(2) 勤務医師賠償責任保険支払い請求に対して審査する。

(3) 勤務医師賠償責任保険の加入者に傷害・個人賠償責任保険を付帯する。

- 6) 全国支部との連携強化

全国支部の勤務医部活動と連携を密にし、情報を交換して課題を調査する。

(1) 支部の勤務医部担当者と連携を密にし、情報を収集して当面する課題を調査する。さら

にその解決に向けた努力をする。

(2) 支部の勤務医活動を支援する。

(3) 各ブロックにおける勤務医委員会を助成する。

(4) 年度途中で移動する勤務医会員に対し、支部会費が二重負担にならないよう支部と連携を密にする。

7) 全国勤務医連絡協議会の開催

全国勤務医連絡協議会を開催し、勤務医会員の抱える諸問題について討議を行い、解決策を検討する。

8) 勤務医会員の福祉対策とその検討

勤務医の福祉に関わる諸問題について検討する。

9) 新眼科医数の動向の調査と検討

医師臨床研修制度や眼科専門医制度の変更のもと、眼科を選択する医師数の減少が懸念される。各支部の協力のもと、新眼科医数の実数調査を行い、実態の把握に努める。